

豊寿荘
身体的拘束等の適正化のための指針

1. 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体的拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体的拘束等をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体的拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体的拘束等を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

①切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性

身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たすことが必要です。

2. 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置

当施設では、身体的拘束の廃止に向けて「身体的拘束適正化検討委員会」を設置します。また、身体的拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

①設置目的

- ア) 施設内での身体的拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- イ) 身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ウ) 身体的拘束を実施した場合の解除の検討

- エ) 身体的拘束廃止に関する研修計画の作成と実施
- オ) 身体的拘束廃止と人権を尊重したケアに関する全職員への指導
- カ) 身体的拘束廃止に向けた取り組みの推進

②身体的拘束適正化検討委員会の構成員及び役割

- ア) 施設長（委員会の責任者）
 - ・身体的拘束適正化検討委員会の統轄管理
 - ・ケア現場における諸課題の統轄責任
- イ) 副施設長（身体的拘束等適正化対策担当者）
 - ・身体的拘束廃止に向けた職員教育
 - ・施設のハード、ソフト面の改善
 - ・施設長不在時のケア現場における諸課題の統轄責任
- ウ) 医師
 - ・医療行為への対応
 - ・看護職員との連携
- エ) 看護職員
 - ・医師との連携
 - ・施設における医療行為範囲の整備
 - ・重度化する利用者の状態観察
 - ・記録の整備
- オ) 生活相談員／介護支援専門員
 - ・医療機関、家族との連絡調整
 - ・家族の意向に添ったケアの確立
 - ・チームケアの確立
 - ・記録の整備
- カ) 機能訓練指導員
 - ・機能面からの専門的指導・助言
 - ・重度化する利用者の状態観察
 - ・記録の整備
- キ) 介護職員
 - ・拘束がもたらす弊害を正確に認識する
 - ・利用者の尊厳を理解する
 - ・利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
 - ・利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
 - ・利用者とのコミュニケーションを充分にとる
 - ・記録は正確かつ丁寧に記録する
- ク) 栄養士
 - ・経鼻、経管栄養から経口への取り組みとマネジメント

- ・利用者の状態に応じた食事の工夫

ケ) 第三者や精神科医師等の専門家

- ・身体的拘束適正化に向けた取り組み等助言
- ・専門的立場からの意見

(2) 身体的拘束適正化検討委員会の開催

①身体的拘束適正化検討委員会は3ヶ月に1回以上開催します。

②必要時は随時開催します。

③急な事態(数時間以内に身体拘束を要す場合)は、生命保持の観点から多職種共同での委員会に参加できない事が想定されます。その為、意見を聞くなどの対応により各スタッフの意見を盛り込み検討します。

④議事録の作成と保管

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

当該指針に基づき施設の研修計画を作成し、介護に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

1. 定期的な教育・研修(年2回以上)の実施

※通所介護事業所においては年に1回以上実施

(2) 新任者に対する身体的拘束廃止・改善のための研修の実施

(3) その他必要な教育・研修の実施

※上記、研修内容及び職員の研修参加実績については記録します。

4. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等に関する基本方針

事業所において、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことを理解し、以下のことを実施します。

(1) 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。(様式1)

(2) 介護職員その他の職員は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録すると

ともに、様式1に従い、身体的拘束等について報告すること。

(3) 身体的拘束適正化検討委員会において、(2)により報告された事例を集計し、分析すること。

(4) 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の

発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

(5) 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。

(6) 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

5. 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

<介護保険指定基準において身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- ①徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。 等

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体的拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を検討・確認した上でやむを得ず身体的拘束を行う場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書【様式一記録1】を作成します。また、廃止に向けて取り組み改善の検討会を行います

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体的拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要と組織的に判断する場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

(3) 記録と再検討

法律上、身体的拘束に関する記録は義務付けられており、【様式一記録1】を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を一週間に一回以上検討します。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

(4) 拘束の解除

(3) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告いたします。

尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体的拘束による対応が必要となった場合、ご家族（保証人等）に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施させていただきます。

(5) 解除後の振り返り

身体拘束解除後、その対応について委員会で振り返りを行います。第三者からの意見も踏まえ実施後の評価を行い記録します。その内容は、個人情報に配慮した上で身体拘束廃止の為の研修等を通じ、職員教育等に活用します。

6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針について、施設内に掲示する等の方法を用いて入所者が閲覧できるよう配慮する。また、全ての職員が自由に当該指針を閲覧できるように各部署にある指針マニュアルに綴り、キャビネットに保管する。

7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等をしないサービス提供をしていくために、サービス提供に関わる職員全体で以下の日常ケアにおける留意事項について共通認識を持ち、取り組みます。

- (1) 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- (2) 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- (3) 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- (4) 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体的拘束適正化検討委員会において検討をします。
- (5) 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただける様に努めます。

8. 本指針の対象事業所及び、事業所毎の身体拘束適正化担当者【役職】は次の通りとする。

軽費老人ホーム(ケアハウス)豊寿荘 担当者:総括主任(介護)

特別養護老人ホーム豊寿荘 担当者:介護科長

豊寿荘デイサービスセンター「ゆたか」 担当者:管理者

豊寿荘訪問介護事業所「ゆたか」 担当者:管理者

豊寿荘居宅介護支援事業所「ゆたか」 担当者:管理者

豊寿荘訪問介護事業所「ひがしまち」 担当者:管理者

豊寿荘居宅介護支援事業所「ひがしまち」担当者:管理者

原田デイサービスセンター「ねいろ」 担当者:管理者

豊寿荘居宅介護支援事業所「ねいろ」 担当者:管理者

原田通所型デイサービスセンター「ゆい」担当者:管理者

服部デイサービスセンター「かなで」 担当者:管理者

高川デイサービスセンター「ひだまり」 担当者:管理者

豊寿荘居宅介護支援事業所「ひだまり」 担当者:管理者

附則

平成 30 年 6 月 1 日より施行する。

令和 5 年 10 月 18 日改訂

令和 6 年 5 月 15 日改訂

令和 6 年 7 月 17 日改訂

様式1						
身体的拘束等の対応に係る報告書						
令和 年 月 日						
事業者(法人等)の名称						
事業所・施設	名称等	名称		事業所番号		
	所在地					
	連絡先	電話番号		FAX番号		
報告担当者		職名		氏名		
身体的拘束等の対象者	対象者	氏名		年齢		性別
	住所					
	介護保険者	市町村		利用サービス		
対象者の家族等 ※連絡が必要な者	家族等の有無	有り・無し				
	家族等	氏名		続柄		電話番号
身体的拘束等の状況	日時等	対応日時		対応場所		
	対象者の心身状況、当該状況に至った経緯等					
	対象者又は他の利用者への危険性、緊急やむを得なかった理由等					
	身体的拘束等の具体的内容	※身体拘束等…車椅子・ベッドへの固定、ミトン・つなぎの着用、介護者による身体的行動抑制、向精神薬の過投与、居室等での隔離 等が含まれます。それらの具体的な内容を記入すること。				
今回の身体的拘束等以外の身体的拘束等に関する個別支援計画への規定		有り・無し	【別に規定していた身体拘束等の内容】			
家族等への連絡		済・未済	連絡(予定)の日時			
個別支援計画の見直し	見直し	済・未済				
	対応(予定)日	アセスメントの実施				
		計画作成に係る会議				
		本人、家族等への説明・同意				
身体的拘束等に伴う事故報告の有無		有り・無し				
備考						

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

〇〇〇〇様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者(利用者)本人又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為(部位・内容)〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム 豊寿荘

管理者氏名 _____

記録者氏名 _____

(入居者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

入居者氏名 _____

ご家族氏名 _____

(続柄 _____)

【記録2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者	記録者 サイン

